

## ■個人情報保護に対する見解・取扱方針

当社のPISTAフィールド・トラッキング・ソリューション（以下、当サービスといいます。）は、端末側では映像（画像）を記録していないものの、被撮影者の個人の識別を可能とする数値データ（以下、特徴量データといいます）を保持しますが、消電時もしくは最大24時間毎に行われる再起動時に破棄しています。

当サービスにおいて一時的に保持した特徴量データは、一意の値に置き換えて被撮影者の属性推定情報、滞留情報、通行情報と連携させた二次加工データとして保存しています。保存した二次加工データから、特徴量データを復元することはできません。従って、保存している二次加工データは個人情報及び個人情報データベース等には当たりません。

なお、当サービスを行う場合には、生活者の不安払拭のためにプライバシーについて十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十七号）及び関連法令を遵守するとともに、サービスを使う主体者よりホームページ及び端末を設置する現地等において、「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0（IoT推進コンソーシアム/総務省/経済産業省）」を参考に目的や内容等について事前告知、明示することを推奨します。

### <個人情報等を提供された場合について>

個人情報保護に関する諸法令及び経済産業省の定めるガイドラインを遵守するとともに、個人情報等が重要な機密情報であることを認識し、個人情報等の保護に努めます。また、当社は、個人情報等について、公的機関より法的根拠に基づく照会を受けた場合などやむを得ない場合を除き、お客様の同意を得ることなく、個人情報等を第三者に対して提供し又は開示しません。

エンドユーザーからの、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求に対しては、お客様がその対応を行ない、当社はお客様からの指示により処理を行ないます。当社がエンドユーザーから直接請求を受け、処理を行なうことはありません。

以上

平成30年4月2日制定

平成30年12月14日改定

令和3年4月23日改定

株式会社 impactTV 経営管理部

連絡先：[houmu@i-tv.jp](mailto:houmu@i-tv.jp)

## ■生活者及びPISTA 利用事業者への配慮措置

### (1) 端末への告知シール

「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0 (IoT 推進コンソーシアム/総務省/経済産業省)」に配慮事項が挙げられていること、プライバシー意識の高い生活者が増加していること等に鑑み、当社ではPISTAのフィールド・トラッキング・ソリューションを利用いただくお客様に対し、以下の告知シールを端末に貼付した状態(カメラ部と本体が別となるセットトップボックスは、告知シール同梱)を標準仕様として出荷しております。

#### <告知シール貼付(赤点線部)イメージ>



#### <文面>

カメラ撮影によるデータ収集中。

個人を特定するものではありません。

### (2) 店頭における当サービスの利活用の事前告知・通知例

お客様が店頭で当サービスを利活用する場合の「事前告知・通知の内容例」について、配慮事項とともにお知らせします。

**事前告知・通知例**

③ お客様の利便性向上施策について

平素、〇〇〇〇をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、〇〇〇〇をご利用いただくお客様の利便性向上及び満足度向上のため、デジタルサイネージに実装しているセンサーカメラを活用したデータ分析の実証実験を行います。

〇〇〇〇におけるこの取り組みで使用するデジタルサイネージ端末には画像・映像の保存機能はなく、個人を特定できない統計処理情報となり第三者とともに店舗内の混雑度や来店層を分析するため、店舗運営・マーケティングに適用可能な各種データ分析のために利用します。

これにより、広告配信の最適化をはじめ、店舗内のレイアウトの改善や店員の配置を効率化し、より快適にご利用いただけるよう店舗運営に役立ててまいります。

■ 実証期間 : 20yy年mm月dd日(土) hh:mm~hh:mm  
⑥  
■ 実証エリア : 〇〇〇〇 売場フロア  
■ 運営実施: 株式会社〇〇〇〇部  
⑦  
■ 詳細は以下のホームページでご覧いただけます。  
URL: 〇〇〇〇  
■ 本件に関するお問い合わせ先: △△部お客様窓口(電話番号: 〇〇〇〇〇)  
⑧

**<事前告知時の配慮事項>**

- ① 生活者との接点を考慮してポスター掲示やパンフ配布、自社ウェブサイト等で掲示する
- ② 目的を明記する
- ③ 実施したい内容を記載する
- ④ 個人特定につながらないことを明記する
- ⑤ 第三者への提供について明記する
- ⑥ データの利活用開始時期を明記する
- ⑦ 運営実施主体の名称を示す
- ⑧ 問い合わせ窓口と電話番号を記載する

※ 英語でも情報記載する

✓ 生活者から理解を得るために配慮すべき点としてガイドラインに示されているもので、義務や強制するものではありません。

✓ 取り組み内容に応じて運用実施主体側※にてアレンジすることを想定しています。

※ロケーションオーナー、メディアオーナー、システムベンダー、広告代理店、メーカー等

※以下の資料を基にImpactTVが作成。詳細以下参照  
・「センシングサイネージガイドライン-生活者の安心と業界の健全な発展のために-(2019/06/12)」一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム  
・「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0(2019年3月)」IoT推進コンソーシアム 総務省 経済産業省  
・「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集(2019年5月)」総務省

以上

株式会社 impactTV ICTソリューション部

連絡先: [sales0@i-tv.jp](mailto:sales0@i-tv.jp)